

静岡市移住・就業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から静岡市に転入をして就職し、又は起業した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 静岡県又は他の都道府県の選定を経て、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (2) 転入 新たに静岡市の区域内に住所を定め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき静岡市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (3) 特別区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の区域を含む市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。）をいう。
- (5) 起業支援金 地域創生起業支援事業費補助金交付要綱（静岡県平成31年度分の補助金から適用）に基づく補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

- ア 転入をした日の前10年間に於いて、通算して5年以上、特別区に居住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住していた者であつて、特別区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）を

していた者

イ 転入をした日の前日（通勤にあつては、前3月から前日）まで連続して1年以上、特別区に居住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住していた者であつて、特別区への通勤をしていた者

(2) 平成31年4月1日以降に転入をした者で次のいずれにも該当するもの

ア 第6条の規定による申請の日（以下この条、次条及び第9条において「申請日」という。）が転入後3箇月以上1年以内である者

イ 申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有している者

2 別表に定める2人以上の世帯での移住の場合の補助金の交付対象となる者は、前項の規定による補助対象者のうち、その世帯員が次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 転入前において、当該補助対象者と同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において、当該補助対象者と同一世帯に属していること。

(3) 転入日が平成31年4月1日以降であること。

(4) 申請日が転入後3箇月以上1年以内であること。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象者又はその世帯員が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であるものは、補助対象者としなない。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が市内において就職し、又は起業し、及び市内に定住する事業であつて、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすもののうち、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 就職 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 就職先が、マッチングサイトに求人情報を掲載している中小企業等であること。

イ 就職する者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の職にある中小企業等への就職でないこと。

ウ 中小企業等に週20時間以上の期間の定めのない労働契約により就職し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3箇月以上在職していること。

エ アの求人への応募の日が、マッチングサイトに当該求人情報が掲載された日以降であること。

オ 中小企業等に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。

(2) 起業 起業支援金の交付の決定を受けており、かつ、申請日が起業支援金の交付の決定の日から1年以内であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、移住・就業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し

(2) 住民票の写し(第3条第2項の規定による移住の場合にあつては、申請者を含む世帯員全員が確認できる住民票の写し)

(3) 転入前の住民票の除票その他の転入前の居住地及び居住期間を確認できる書類(第3条第2項の規定による移住の場合にあつては、申請者を含む世帯員全員が確認できる書類)

(4) 転入前に住所を有していた市区町村における直近1年の市町村民税に滞納がないことを証する書類

(5) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(6) 次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める書類

ア 第3条第1項第1号イ(ア)に該当する者 通勤していた法人等の就業証明書その他の勤務場所、勤務期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類

イ 第3条第1項第1号イ(イ)に該当する者 開業届出済証明書、納税証明書その他の勤務場所及び勤務期間が確認できる書類

ウ 第4条第1号に掲げる要件に該当する者 就職証明書(様式第3号)

エ 第4条第2号に掲げる要件に該当する者 起業支援金の交付決定通知書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定したときは、移住・就業補助金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、中小企業等の倒産、災害、病気等をやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 申請日から5年以内に市外に転出したとき。
- (3) 申請日から1年以内に就職し、又は起業した職を辞したとき。
- (4) 起業支援金の交付の決定を取り消されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守しないとき。

2 前項の規定による補助金の返還は、申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合にあっては交付した補助金の額の2分の1と、次に掲げる要件に該当する場合にあっては交付した補助金の額の全部とする。

- (1) 前項第1号、第3号及び第4号に該当したとき。
- (2) 申請日から3年未満で市外に転出したとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の静岡市移住・就業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に転入した者について適用し、施行日の前日までに転入した者については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

区 分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円

様式第1号（第6条関係）

移住・就業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

補助金の交付を受けたいので、静岡市移住・就業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者を除く。）	人
補助金の種類	就職	起業		

3 転入前の住所（転入する日の前10年間の居住履歴を記載してください。）

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

- 4 特別区への勤務履歴(特別区に通勤していた者に該当する場合のみ転入する日の前5年以上の勤務履歴を記載してください。)

期 間	通勤していた法人等の名称	勤務場所

様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

申請者

氏名



移住・就業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- （1）申請日から5年以上継続して、静岡市に居住するとともに、当該就労（・起業）を継続します。
- （2）就職先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者と3親等以内の親族に該当しません。
- （3）静岡市補助金等交付規則及び静岡市移住・就業補助金交付要綱並びに市長が必要があると認める事項を遵守します。

2 同意事項

- （1）補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県又は静岡市から求められた場合には、それに応じます。
- （2）1（2）の誓約事項が遵守されているか確認するために、静岡市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- （3）静岡県又は静岡市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

様式第3号（第6条関係）

就職証明書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

名称

代表者の氏名

印

電話番号

担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就職年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
勤務者と代表者 又は取締役等の 経営を担う者と の関係	

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

移住・就業補助金交付決定兼確定通知書

静岡市移住・就業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し、及び確定したので通知します。

交付決定（確定）額 円

備考 要綱の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求します。

- （1）申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全部
- （2）申請日から3年未満で市外に転出した場合：全部
- （3）申請日から1年以内に就職し、又は起業した職を辞した場合：全部
- （4）起業支援金の交付の決定を取り消された場合：全部
- （5）申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：2分の1